

キャッシュレス時代に対応した本府の取組について

質問：北川議員

キャッシュレス時代に対応した本府の取組に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1)現在の新型コロナウイルスの拡大状況に鑑みると、現金決済からキャッシュレス決済への移行を推進し、非接触型の社会へと移行していくことが重要であり、民間と同様に官公庁もキャッシュレス決済を進めていく必要があると考えるが、本府の取組状況はどうか。

(2)国を中心に行政手続きのオンライン化、押印廃止など、利便性の向上を図る取組が進められており、本府も同様に取り組んでいるが、多くの申請手続きには手数料として証紙の貼付が必要であり、行政手続きを真に便利なものへと変革するためには、証紙制度の見直しが必要と考える。昨年の決算特別委員会の書面審査において、証紙制度を見直している旨の答弁があったが、現在の取組状況と今後の見通しはどうか。

答弁：会計管理者

キャッシュレスの取組状況についてでございます。

京都府におきましては、デジタル社会にふさわしい府民サービスの向上を図るために、「行財政改革プラン」、「京都府スマート社会推進計画」を策定し、府税や府民利用施設の使用料について、キャッシュレス化の取組を進めてきたところでございます。

府税については、令和元年5月からキャッシュレス納税を導入し、令和元年度の利用実績は年間約1万5千件、納付額が約6億円、令和2年度の利用実績は12月末時点で約2万件、約9億円の納付があり、件数、納付額ともに前年度より増加しており、自宅にいながら納税手続きを行いたい方などのニーズに対応することができていると考えております。

また、府民利用施設については、今年度、公園や文化施設など全ての施設に電子マネー、スマホ決済などのキャッシュレス決済を導入いたしました。

1月末の時点で約4,500件の利用実績があり、初年度から多くの利用をいただいていると考えているところでございます。

今後も、利用拡大に向けて普及啓発を行うなど、キャッシュレス化の推進に取り組んでま

いります。

次に、収入証紙についてでございます。

収入証紙は、昭和 38 年度に京都府証紙条例が制定され、長らく手数料の納付手段としてきたところでございますが、申請窓口での現金のやりとりが不要、というメリットがある一方、証紙の販売窓口が限られている、申請窓口と販売窓口とが近接していないこともあるなど不便な点もあり、昨年度の府議会における御意見も踏まえ、全庁の申請手続の実態調査や証紙を廃止している府県の状況も調査した結果、証紙制度を見直すことといたしました。

来年度は、証紙の廃止に向けた第1歩といたしまして、窓口での手続が不要な試験手数料について、全国の金融機関の窓口で納付し、領収書を添付して申請できるよう財務会計システムの改修を行いたいと考えております。また、納税証明書の発行について、電子申請システムにキャッシュレス決済機能を追加して、オンライン化したいと考えており、これらに必要な予算案を今議会に提案しているところでございます。

全ての手数料について、証紙に代わる新しい収納方法の構築に向けて、引き続き取組を進めてまいります。